

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

平成27年7月23日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500054 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (国) 第 1500013 号

## 第 1 結論

昭和 54 年 1 月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 1 月

私は、父が年金の必要性を何度も言っていたため、20 歳から国民年金保険料の納付を始めた。請求期間当時、私は A 社に勤めていたが、当時厚生年金保険に加入しておらず、半年かけて厚生年金保険に加入するよう働きかけ、昭和 54 年 2 月から加入するようになった。その 1 か月前の同年 1 月の保険料が未納とされているが、年金の大切さを知っている私が払わないわけは無く、B 市役所 C 支所か、D 銀行 (現在は、E 銀行) F 支店で納付したと思うので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間は 1 か月間と短期間であるところ、請求者は、20 歳に到達した昭和 50 年 \* 月に国民年金に加入し、その時点以降、請求期間を除いて、国民年金の全ての加入期間において国民年金保険料を納付済みである。

また、複数回の厚生年金保険から国民年金への切替手続も適切に行われ、国民年金保険料も納付されているなど、請求者の年金への関心は高いものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越 (千葉) (受) 第 1500019 号

厚生局事案番号 : 関東信越 (千葉) (厚) 第 1500014 号

## 第1 結論

請求者のA社 (現在は、B社)における平成 18 年 7 月 10 日の標準賞与額を 7 万 6,000 円に訂正することが必要である。

平成 18 年 7 月 10 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 18 年 7 月 10 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 18 年 7 月 10 日

私は、請求期間に係る賞与記録について年金事務所から照会を受けた。請求期間に係る賞与支給明細書があるので、調査の上、年金額に反映されるよう標準賞与額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が所持する賞与支給明細書及びB社から提出された賞与明細書により、請求者は、請求期間において、A社から賞与 (7 万 6,000 円) を支給され、7 万 6,000 円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 18 年 7 月 10 日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所 (当時) に対し提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年 7 月 10 日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500014号

厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500015号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年7月8日の標準賞与額を29万3,000円、同年12月10日、平成18年7月14日及び同年12月8日の標準賞与額を30万円、平成19年12月7日の標準賞与額を60万円、平成20年7月4日の標準賞与額を50万円、平成21年12月11日の標準賞与額を14万円、平成22年8月3日の標準賞与額を3万円に訂正することが必要である。

平成17年7月8日、同年12月10日、平成18年7月14日、同年12月8日、平成19年12月7日、平成20年7月4日、平成21年12月11日及び平成22年8月3日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成17年7月8日、同年12月10日、平成18年7月14日、同年12月8日、平成19年12月7日、平成20年7月4日、平成21年12月11日及び平成22年8月3日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年7月8日  
② 平成17年12月10日  
③ 平成18年7月14日  
④ 平成18年12月8日  
⑤ 平成19年12月7日  
⑥ 平成20年7月4日  
⑦ 平成21年12月11日  
⑧ 平成22年8月3日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑧までに係る賞与が支給されたが、標準賞与額の記録が無い。賞与明細書を所持しているため、調査の上、各請求期間について標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑧までについて、請求者が所持する賞与明細書及び事業主から提出された賞与支給一覧表により、請求者は、A社から、請求期間①から④までは30万円、請求期間⑤は60万円、請求期間⑥は50万円、請求期間⑦は14万円及び請求期間⑧は3万円の賞与を支給され、請求期間①は29万3,000円、請求期間②、③及び④は30万円、請求期間⑤は60万円、請求期間⑥は50万円、請求期間⑦は14万円及び請求期間⑧は3万円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び請求者の賞与

額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑧までの標準賞与額については、上記の賞与明細書及び賞与支給一覧表により確認できる厚生年金保険料控除額から、請求期間①は29万3,000円、請求期間②、③及び④は30万円、請求期間⑤は60万円、請求期間⑥は50万円、請求期間⑦は14万円、請求期間⑧は3万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成17年7月8日、同年12月10日、平成18年7月14日、同年12月8日、平成19年12月7日、平成20年7月4日、平成21年12月11日及び平成22年8月3日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時。平成22年1月以降は年金事務所）に対し、提出しておらず、保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成17年7月8日、同年12月10日、平成18年7月14日、同年12月8日、平成19年12月7日、平成20年7月4日、平成21年12月11日及び平成22年8月3日に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。